

■ コーポレートガバナンスの確立

Ⅰ 業務執行・経営監視

監査役設置会社制度を採用するニチレイでは、経営の透明性向上と経営監督機能の強化を図るため、取締役の任期を1年とし、社外取締役を選任するとともに、毎月1回以上の取締役会を開催しています。

社外取締役は、経営陣からは独立した立場で、経営に関する各種案件を審議するとともに、グループ戦略や業務執行に関するモニタリングを行っています。

監査役は財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣から独立した立場にある社外監査役を置くほか、両代表取締役が、取締役会とは別に監査役会に対しても定期報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監督機能を充分果たす仕組みを構築しています。

また、各事業会社に大幅な権限委譲を行う一方、事業のモニタリング機能を強化するため、持株会社であるニチレイの組織に事業経営支援部を設置し、各社の非常勤監査役を兼務するとともに、経営進捗状況等を毎月持株会社へ報告するほか、各社に対し経営のサポートも行っています。

さらにコーポレートガバナンスを有効に機能させるため、取

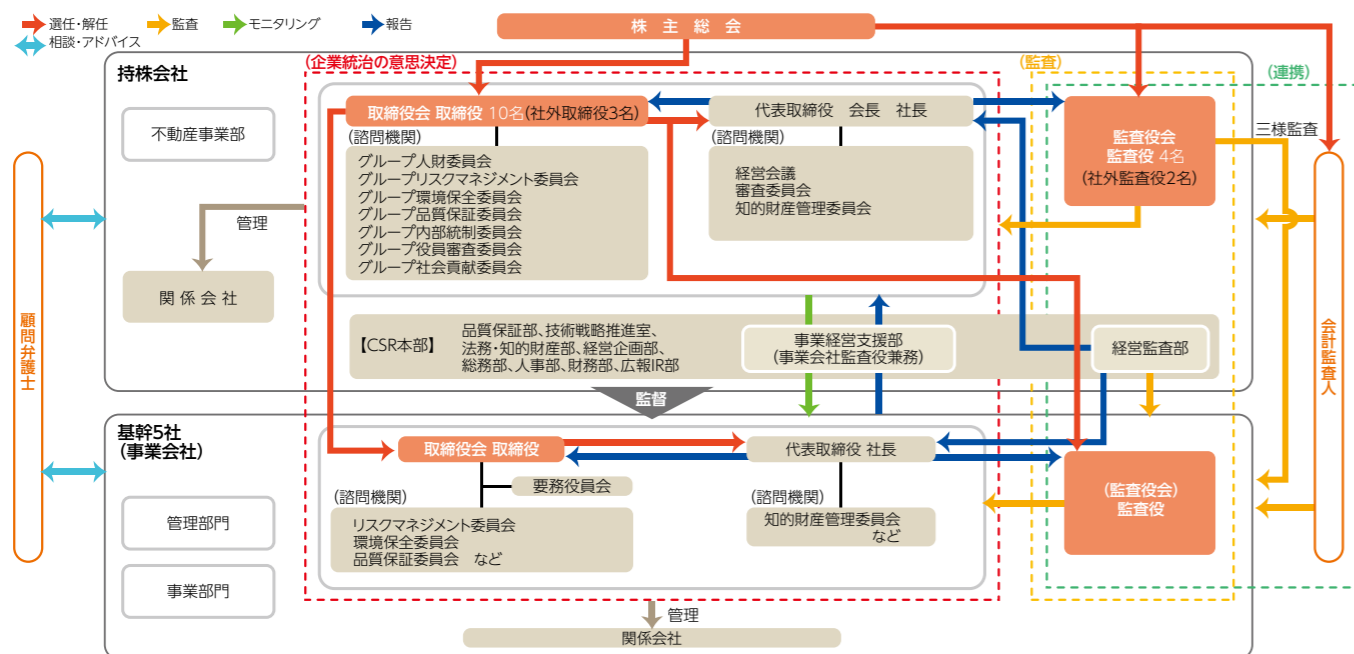
締役会の諮問機関として7つの委員会を置くとともに、代表取締役社長の業務執行に資することを目的として「経営会議」「審査委員会」「知的財産管理委員会」を設置しています。

Ⅱ 内部統制システム

ニチレイグループは、企業経営理念、ブランドステートメント、CSR基本方針の実現のため、「内部統制システムの基本方針」を策定したうえで、「業務の有効性と効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の観点からシステムを整備・運用しています。

特に財務報告の信頼性に関する内部統制システムについては、2008年度より金融商品取引法に基づいて自己評価し、「内部統制報告書」として提出することが義務付けられています。ニチレイグループでは、連結ベースで財務報告全体に重要な影響を及ぼす対象会社および業務プロセスを選定し、リスクの認識と統制行為の文書化を行っています。これらに基づき、独立した部門が全社的な内部統制および業務プロセスに係る内部統制に対する有効性評価を行い、財務報告の信頼性を確保しています。

■ コーポレートガバナンス体制図 ■



■ コンプライアンスの徹底 法令等遵守と企業倫理に則した行動の推進

Ⅰ 行動規範

ニチレイグループでは、あらゆる企業行動の根幹として、1999年4月に行動規範を制定しました。より現況に即した行動基準とするべく、グループ教育訓練規程に基づき毎年内容を見直していくとともに、各社掲示板の「ケーススタディ」などを通じて教育・啓発を行い、コンプライアンス経営を徹底しています。

ニチレイグループの行動規範目次(2011年4月改訂)

- 法令および社内規程・ルールへの遵守
- 会社財産の有効活用と公私混同の禁止
- 社会貢献に関する活動
- 環境保全に関する活動
- 事業活動に関する基本的な姿勢
- 個人の立場と従業員の立場の利害調整
- 社内における交際
- 情報セキュリティ
- 国家公務員など行政団体への対応について
- 内部通報・相談制度について

Ⅱ 内部通報・相談制度

法律や社内規程に違反する行為、倫理上問題のある行為などへの従業員からの通報・相談に応じるため、2003年10月から内部通報・相談制度(ニチレイホットライン)を導入しています。さらなる周知徹底のため、ポスターや解説シートをグループ内の全事業所に掲示するなど、コンプライアンス(法令遵守)を意識することで、リスクの発生を防止し、悪いことの起こるシグナルを見逃さない仕組み作りを行っています。

リスクマネジメント

当社グループの企業価値最大化を目的に、ニチレイマネジメントシステムの一環として、リスクマネジメント体制の整備に取り組んでいます。企業活動全般に関係するさまざまなリスクに対して、その影響の未然防止と最小化を図るため、リスク対応方針を策定し、リスクマネジメントサイクルの構築を進めるとともに、迅速な情報の共有や社員への教育を通じて、リスクマネジメント力の向上を目指しています。

■ ニチレイグループ・リスクマネジメントサイクル ■

